

平成 2 9 年度

行 政 監 査

財政援助団体等に対する監査

結 果 報 告 書

甲州市監査委員

甲州監第41号  
平成30年3月16日

甲州市長様

甲州市監査委員 長 瀬 静 男

甲州市監査委員 中 村 勝 彦

平成29年度財政援助団体等監査及び行政監査結果  
について（報告）

地方自治法第199条第2項及び第7項の規定に定める監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

# 目 次

## 【行政監査】

|         |   |
|---------|---|
| 1 監査の対象 | 1 |
| 2 監査の方法 | 1 |
| 3 監査の結果 | 1 |

## 【財政援助団体等に対する監査】

### 公の施設の指定管理者

|         |   |
|---------|---|
| 1 監査の対象 | 2 |
| 2 監査の方法 | 2 |
| 3 監査の結果 | 2 |
| 個別の監査結果 | 4 |

### 出資団体

|         |    |
|---------|----|
| 1 監査の対象 | 18 |
| 2 監査の方法 | 18 |
| 3 監査の結果 | 18 |

### 財政援助団体

|         |    |
|---------|----|
| 1 監査の対象 | 19 |
| 2 監査の方法 | 20 |
| 3 監査の結果 | 20 |

## 行政監査

### 1 監査の対象

平成 29 年度における公の施設の指定管理者の指定について、公募、選定から協定締結までの手続きに係る事務。

#### 監査対象

| 指定管理者制度を導入している施設   | 指定管理者        | 所管課   | 選定手続き                                   |
|--------------------|--------------|-------|---|
|                    |              |       | 指定期間                                    |
| 甲州市勝沼 B & G 海洋センター | 株式会社 フィッツ    | 生涯学習課 | 公募                                      |
|                    |              |       | 平成 30 年 4 月 1 日から<br>平成 33 年 3 月 31 日まで |
| 甲州市菱山宮農センター        | フルーツ山梨農業協同組合 | 産業振興課 | 非公募                                     |
|                    |              |       | 平成 30 年 4 月 1 日から<br>平成 33 年 3 月 31 日まで |

### 2 監査の方法

監査は所管課から提出された監査資料の書類審査及び関係職員より説明を受け、平成 30 年 1 月 10 日から同 2 月 20 日までの間に行った。

### 3 監査の結果

事務処理は概ね適正に処理されているものと認められた。  
なお、一部に見直し、検討されたい事項について対処されたい。

#### (1) 基本協定書について

基本協定書に定める条項については、当該施設の特性を踏まえて、政策秘書課の指導のもと、所管課と指定管理者と協議を行い内容を確定する。

#### (2) 自主事業の承認申請について

許可を文書で出すこと。

#### (3) ガイドラインの記載について

AEDの取り扱いについて確認すること。

## 公の施設の指定管理者

### 1 監査の対象

指定管理者制度を導入している次の施設について、平成 28 年度及び平成 29 年度（平成 29 年 4 月 1 日から同 11 月 30 日までの間）の管理運営状況。

| 指定管理者制度を導入している施設   | 指定管理者                | 所管課   |
|--------------------|----------------------|-------|
| 甲州市勝沼農業農村情報連絡施設    | 勝沼CATV株式会社           | 政策秘書課 |
| 甲州市環境センターし尿処理場     | 株式会社 メイキョー           | 環境政策課 |
| 甲州市勝沼健康福祉センター      | 社会福祉法人<br>甲州市社会福祉協議会 | 福祉課   |
| 甲州市大和福祉センター        | 株式会社 やさしい手甲府         | 福祉課   |
| 甲州市大和デイサービスセンター    | 株式会社 やさしい手甲府         | 福祉課   |
| 甲州市鈴宮寮             | 社会福祉法人 光風会           | 福祉課   |
| 甲州市立勝沼病院           | 公益財団法人 山梨厚生会         | 国保年金課 |
| 甲州市日川溪谷緑の村         | 株式会社 栄和交通            | 観光交流課 |
| 甲州市やまと天目山温泉資源活用施設  | 株式会社 栄和交通            | 観光交流課 |
| 甲州市甲斐の国大和自然学校施設    | 株式会社 フィッツ            | 観光交流課 |
| 甲州市交流保養センター「大菩薩の湯」 | 株式会社 セイウン            | 観光交流課 |
| 道の駅甲斐大和            | 株式会社 エープレイス          | 観光交流課 |
| 甲州市農産物加工体験施設       | 株式会社 エープレイス          | 観光交流課 |
| 甲州市菱山宮農センター        | フルーツ山梨農業協同組合         | 産業振興課 |
| 甲州市塩山B&G海洋センター     | 株式会社 フィッツ            | 生涯学習課 |
| 甲州市勝沼B&G海洋センター     | 株式会社 スポーツプラザ報徳       | 生涯学習課 |

### 2 監査の方法

監査は財務諸帳簿、監査資料等の書類審査並びに指定管理者と所管課より説明を受け、平成 30 年 1 月 10 日から同 2 月 20 日までの間に行った。

### 3 監査の結果

各施設の管理運営は概ね適正に行われているものと認められるが、次の事項及び施設別に記した監査結果に適切に対処されたい。

○指定管理者及び所管課は、指定管理業務執行の根拠である、基本協定書等に定める事項に十分配慮し、当該施設の適切な管理運営に一層努めること。

- (1) 指定管理者が作成する毎月の業務報告書及び年度終了後の事業報告書について、適切に作成すること。
- (2) 備品の管理について、備品台帳と現物について定期的に突合を行い、適切な管理を図ること。
- (3) 経年劣化による施設の修繕について、その施設等の状況を把握し、計画的な施設の修繕が可能となるよう努めること。
- (4) 防災・緊急時の対応について、安全管理マニュアルの策定等の危機管理体制を整備するとともに、相互に連携を図り、事故や災害等不測の事態に備えること。

(ア) 甲州市勝沼農業農村情報連絡施設

|          |   |
|----------|---|
| 所管課      | 政策秘書課   |
| 公募・非公募の別 | 非公募   |
| 指定管理者    | 勝沼CATV株式会社  |
| 指定期間     | 平成28年4月1日から平成33年3月31日   |
| 指定管理料    | 平成28年度 無し   |
|          | 平成29年度 無し   |
| 利用料金制の有無 | 有   |
| 管理業務     | <ul style="list-style-type: none"><li>・勝沼農業農村情報連絡施設の維持管理に関すること。</li><li>・農業生産の向上を図るために必要な情報の収集伝達に関すること。</li><li>・生産、消費、流通等、市民の経済生活に関する情報の収集伝達に関すること。</li><li>・市民の教育、文化及び福祉の向上に必要な情報の収集伝達に関すること。</li><li>・市政における広報事項の伝達及び広聴活動に関すること。</li><li>・災害時等における緊急情報の伝達に関すること。</li><li>・放送法（昭和25年法律第132号）に定める放送局のテレビジョン放送及びFM放送の同時再送信に関すること。</li></ul> |

監査の結果

- ・備品について、数量がつかめるもの（備品等Ⅱ種の一式と記載されているもの）は、正確に把握して適切な管理を図ること。
- ・月例報告書の収支状況が累計の報告になっている。その1カ月がわかるような報告にして、所管課でも確認をすること。
- ・利用者からの意見や要望の把握のための意向調査、利用者満足度調査など実施し、CATVへの理解を深めるよう努めること。

(イ) 甲州市環境センターし尿処理場

|          |  |
|----------|--|
| 所管課      | 環境政策課  |
| 公募・非公募の別 | 非公募  |
| 指定管理者    | 株式会社 メイキョー   |
| 指定期間     | 平成28年4月1日から平成33年3月31日  |
| 指定管理料    | 平成28年度 37,124,000円   |
|          | 平成29年度 35,137,000円   |
| 利用料金制の有無 | 有  |
| 管理業務     | <ul style="list-style-type: none"><li>・環境センターし尿処理場の維持管理及び運営に関する事。</li><li>・同処理場の利用の許可に関する事。</li><li>・同処理場の施設に関する保守に関する事。</li></ul> |

監査の結果

- ・施設の修繕について、市が修繕を行ったものも履歴を残しておくこと。
- ・協議した内容の記録を残しておくこと。
- ・備品について、一覧表がないとのことで、区別がつくよう正確に把握して適切な管理を図ること。



(ウ) 甲州市勝沼健康福祉センター

|          |   |
|----------|---|
| 所管課      | 福祉課   |
| 公募・非公募の別 | 非公募   |
| 指定管理者    | 社会福祉法人<br>甲州市社会福祉協議会                        |
| 指定期間     | 平成26年4月1日から平成31年3月31日                       |
| 指定管理料    | 平成28年度 25,951,000円                          |
|          | 平成29年度 29,226,000円                          |
| 利用料金制の有無 | 有   |
| 管理業務     | ・勝沼健康福祉センターの維持管理に関すること。<br>・同センターの事業に関すること。 |

監査の結果

- ・社会福祉協議会と経理が一緒とのこと、基本協定書のとおり専用の口座で管理を行うこと。
- ・現金取り扱いについて、複数人のチェックを行い適切な管理を行うこと。
- ・経年劣化による施設の修繕について、その施設等の状況を把握し、計画的な施設の修繕が可能となるよう維持管理に努めること。指定管理者から毎月報告されている細かな修繕箇所については、市でも把握し的確に対処すること。
- ・不特定多数が利用する施設なので、事故及び災害等の不測の事態に備えて、危機管理体制の整備を行うこと。

(エ) 甲州市大和福祉センター・甲州市大和デイサービスセンター

|          |  |
|----------|--|
| 所管課      | 福祉課  |
| 公募・非公募の別 | 非公募  |
| 指定管理者    | 株式会社 やさしい手甲府   |
| 指定期間     | 平成26年4月1日から平成31年3月31日                                      |
| 指定管理料    | 平成28年度 12,570,451円   |
|          | 平成29年度 11,432,712円   |
| 利用料金制の有無 | 有  |
| 管理業務     | ・大和福祉センター・大和デイサービスセンターの維持管理及び修繕に関すること。<br>・同センターの事業に関すること。 |

監査の結果

- ・備品について、備品台帳と現物について定期的に突合を行い整理しておくこと。
- ・修繕が必要な箇所について、把握に努め、利用者の便宜を図っていくこと。
- ・利用者に口頭で聞いた要望等も書面に残しておくこと。
- ・防災計画について、誘導が困難になる高齢者等の避難誘導を想定した計画の策定を行うこと。
- ・所管課は、事業報告書受け取る際、協定書に定められているとおりの記載内容か審査し、協議事項等について記録しておくこと。

(オ) 甲州市鈴宮寮

|          |   |
|----------|---|
| 所管課      | 福祉課   |
| 公募・非公募の別 | 公募  |
| 指定管理者    | 社会福祉法人 光風会  |
| 指定期間     | 平成28年4月1日から平成33年3月31日   |
| 指定管理料    | 平成28年度 30,000,000円  |
|          | 平成29年度 22,000,000円  |
| 利用料金制の有無 | その他   |
| 管理業務     | <ul style="list-style-type: none"><li>・入所者の処遇に関する事。</li><li>・施設等の維持管理及び修繕に関する事。</li><li>・鈴宮寮の運営に関する事。</li></ul> |

監査の結果

- ・業務報告書や会計帳票等は概ね適正に作成されていた。

(カ) 甲州市立勝沼病院

|          |  |
|----------|--|
| 所管課      | 国保年金課  |
| 公募・非公募の別 | 非公募  |
| 指定管理者    | 公益財団法人 山梨厚生会   |
| 指定期間     | 平成29年4月1日から平成32年3月31日  |
| 指定管理料    | 平成28年度 無し  |
|          | 平成29年度 無し  |
| 利用料金制の有無 | 有  |
| 管理業務     | <ul style="list-style-type: none"><li>・勝沼病院における診療及び検診に関すること。</li><li>・同病院に係る料金及び手数料等に関すること。</li><li>・同病院施設及び設備の維持管理に関すること。</li></ul> |

監査の結果

- ・業務報告書や会計帳票等は良好に整備されていた。
- ・今後の施設の在り方について、方向性を見極めて検討されたい。

(キ) 甲州市日川溪谷緑の村

|          |   |
|----------|---|
| 所管課      | 観光交流課   |
| 公募・非公募の別 | 公募  |
| 指定管理者    | 株式会社 栄和交通   |
| 指定期間     | 平成26年4月1日から平成31年3月31日   |
| 指定管理料    | 平成28年度 無し   |
|          | 平成29年度 無し   |
| 利用料金制の有無 | 有   |
| 管理業務     | <ul style="list-style-type: none"><li>・日川溪谷緑の村の維持管理に関すること。</li><li>・同施設の事業に関すること。</li></ul> |

監査の結果

- ・現金を取り扱う人は責任の持てる人の指定を行っておくこと。
- ・指定管理業務専用の口座を開設すること。
- ・修繕について、施設・設備の経年劣化の調査を行い早めの対応を行うこと。
- ・施設の点検簿は、協定書により作成することになっている。点検により、定期的な状況確認を行うこと。
- ・立地条件から異常気象により様々な災害が起こり得るので、いろいろな場面を想定した防災計画を策定することが望ましい。避難所の確認と避難施設の許可も取っておくこと。
- ・1年間の収支一覧の8月の収入のうち事業費（食堂、バーベキュー等）と、月別の実績報告書合計の数値が異なっていた。適切な実績報告書の作成に努めて、所管課も事業報告の点検を適切に行うこと。

(ク) 甲州市やまと天目山温泉資源活用施設

|          |  |
|----------|--|
| 所管課      | 観光交流課  |
| 公募・非公募の別 | 公募   |
| 指定管理者    | 株式会社 栄和交通  |
| 指定期間     | 平成26年4月1日から平成31年3月31日  |
| 指定管理料    | 平成28年度 6,000,000円  |
|          | 平成29年度 6,000,000円  |
| 利用料金制の有無 | 有  |
| 管理業務     | <ul style="list-style-type: none"><li>・やまと天目山温泉資源活用施設の維持管理に関すること。</li><li>・同施設の事業に関すること。</li></ul> |

監査の結果

- ・現金の取り扱いについて、保管庫、手順を決め、間違いのないような管理を行うこと。
- ・所管課は、月別の業務報告書を受け取ったとき、打ち合わせをした内容などを記録に残しておくこと。
- ・指定管理料について、年度協定書により支払う時期を示しているが、平成28年度は、定められた年2回（5月と10月）に分けて支払いがされておらず、11月に一括で支払いがされていた。期限を守り適切な執行に努めること。

(ケ) 甲州市甲斐の国大和自然学校施設

|          |  |
|----------|--|
| 所管課      | 観光交流課  |
| 公募・非公募の別 | 公募   |
| 指定管理者    | 株式会社 フィッツ  |
| 指定期間     | 平成26年4月1日から平成31年3月31日  |
| 指定管理料    | 平成28年度 11,000,000円   |
|          | 平成29年度 11,000,000円   |
| 利用料金制の有無 | 有  |
| 管理業務     | <ul style="list-style-type: none"><li>・甲斐の国大和自然学校の維持管理に関すること。</li><li>・同学校の事業に関すること。</li></ul> |

監査の結果

- ・食品の取り扱いについて、第三者に管理業務の一部を委託しており、市の承諾を受け、契約書の写しを市に提出すること。
- ・指定管理料について、年度協定書により支払う時期を示しているが、平成28年度は守られていない。協定書のとおり、期限を守り適切な執行に努めること。
- ・施設の点検について、点検簿を作成すること。
- ・年度終了後及び毎月業務報告書は、所管課における実績確認などに欠かせないものであるため、数字のみではなく、協定書のとおり適正な報告書を作成すること。
- ・備品について、貸与備品と指定管理者所有のものを区分し、適切な管理を図ること。

(コ) 甲州市交流保養センター「大菩薩の湯」

|          |  |
|----------|--|
| 所管課      | 観光交流課  |
| 公募・非公募の別 | 公募   |
| 指定管理者    | 株式会社 セイウン                                      |
| 指定期間     | 平成27年4月1日から平成32年3月31日                          |
| 指定管理料    | 平成28年度 6,480,000円                              |
|          | 平成29年度 6,480,000円                              |
| 利用料金制の有無 | 有  |
| 管理業務     | ・交流保養センター「大菩薩の湯」の維持管理に関する事。<br>・同センターの事業に関する事。 |

監査の結果

- ・指定管理料の収入について、実績報告書の内容と実態があっていない。適切な事務処理を行うこと。
- ・施設利用実績明細の利用数が違っている月、また、表記に不明瞭な箇所がある。一貫した正しい報告を行うこと。
- ・提出日、提出者の記載のないものがあり、かがみ文もついていない月がある。適正な報告書の作成に努めて、所管課において記録を作成すること。
- ・経年劣化する施設の維持のため、所管課と計画的に打ち合わせしながらより快適に利用できるよう対応を望む。



(サ) 道の駅甲斐大和・甲州市農産物加工体験施設

|          |   |
|----------|---|
| 所管課      | 観光交流課   |
| 公募・非公募の別 | 公募  |
| 指定管理者    | 株式会社 エープレイス   |
| 指定期間     | 平成28年4月1日から平成33年3月31日                               |
| 指定管理料    | 平成28年度 3,240,000円                                   |
|          | 平成29年度 2,916,000円                                   |
| 利用料金制の有無 | 有   |
| 管理業務     | ・道の駅甲斐大和・甲州市農産物加工体験施設の維持管理に関すること。<br>・同施設の事業に関すること。 |

監査の結果

- ・施設の管理物品の備品Ⅰ種について、数量が1式と記載されている。また、備品Ⅱ種の記載がない。正確に把握して記載すること。
- ・平成28年度の修繕費と管理費がページによって、数字が異なっている。正しい数値の報告を行うこと。
- ・業務計画書及び月例業務報告書の内容について、協定書で定めた記載事項、添付書類に不備がある。所管課においても確認が必要。

(シ) 甲州市菱山営農センター

|          |   |
|----------|---|
| 所管課      | 産業振興課                                       |
| 公募・非公募の別 | 非公募   |
| 指定管理者    | フルーツ山梨農業協同組合                                |
| 指定期間     | 平成27年4月1日から平成30年3月31日                       |
| 指定管理料    | 平成28年度 無し                                   |
|          | 平成29年度 無し                                   |
| 利用料金制の有無 | 有   |
| 管理業務     | ・菱山営農センターの維持管理に関すること。<br>・同センターの自主事業に関すること。 |

監査の結果

- ・収入において、通帳に記帳された内容（日付）と、実績報告書が合っていない。正確な事務執行をすること。
- ・保険契約について、保険証券その他その内容を証する書面の写しを速やかに市に提出すること。
- ・月例報告書等を受け取る際に報告された検討事項等は記録して残しておくこと。
- ・今後の活用について、アンケートを取るなどして地域の方のいろいろな意見を聞いて検討に努めること。
- ・災害時の避難誘導、連絡先等の掲示を行い、いろいろな場面を想定して緊急時に備えること。

(ス) 甲州市塩山B & G海洋センター

|          |   |
|----------|---|
| 所管課      | 生涯学習課   |
| 公募・非公募の別 | 非公募   |
| 指定管理者    | 株式会社 フィッツ   |
| 指定期間     | 平成28年4月1日から平成33年3月31日   |
| 指定管理料    | 平成28年度 25,000,000円  |
|          | 平成29年度 25,000,000円  |
| 利用料金制の有無 | 有   |
| 管理業務     | ・塩山B & G海洋センターの施設及び設備器具の維持保全に関すること。<br>・同センターの利用の許可に関すること。<br>・同センターの利用に係る料金に関すること。 |

監査の結果

- ・提出日、提出者の記載のないものがあり、かがみ文もついていない月がある。適正な報告書の作成に努め、所管課も報告時の状況を確認して、記録を作成すること。
- ・支出において、収入から支出に充てることは望ましくない。適正に支出すること。
- ・保険について、基本協定書のとおり担当課に報告を行い、契約書の写しを提出すること。
- ・月例業務報告書について、協定書に示されている内容について、項目に合わせて提出し、所管課において実績確認を行うこと。

(セ) 甲州市勝沼B & G海洋センター

|          |   |
|----------|---|
| 所管課      | 生涯学習課   |
| 公募・非公募の別 | 公募  |
| 指定管理者    | 株式会社 スポーツプラザ報徳  |
| 指定期間     | 平成27年4月1日から平成30年3月31日   |
| 指定管理料    | 平成28年度 4,772,000円   |
|          | 平成29年度 4,675,000円   |
| 利用料金制の有無 | 有   |
| 管理業務     | <ul style="list-style-type: none"><li>・勝沼B &amp; G海洋センターの施設及び設備器具の維持保全に関すること。</li><li>・同センターの利用の許可に関すること。</li><li>・同センターの利用に係る料金に関すること。</li></ul> |

監査の結果

- ・管理施設の運営に係る経費と本社事業に係る経費は明確に区分する必要があるので、支出においても専用口座を設け管理すること。
- ・月別の業務報告書は、自主事業の実施状況報告など含めて、協定書のとおり報告がされていなかった。所管課においても確認すること。
- ・基本協定書の備品の表が空白になっている。貸与備品と指定管理者所有のものを区分し、適切な管理を図ること。

## 出資団体

### 1 監査の対象

甲州市土地開発公社が、平成 28 年度及び平成 29 年度（平成 29 年 4 月 1 日から同 11 月 30 日まで）に執行した事務事業。

|      |   |
|------|---|
| 設立目的 | ・甲州市土地開発公社（以下「公社」という。）は、公共用地、公用地等の取得、管理処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的に、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき昭和48年に設立された。基本財産は8,000千円で、全額、甲州市からの出資金である。 |
| 組織   | ・公社は、役員 11 人（理事長 1 人、常任理事 2 人、理事 6 人、監事 2 人）及び職員 3 人で構成している。  |
| 事業概要 | ・公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項に規定する土地、道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地、公営企業の用に供する土地等の取得、造成、その他の管理及び処分を行うこと。                |
| 出資金  | （設立時）8,000,000 円  |
| 所管課  | 管財課   |

### 2 監査の方法

監査は、財務諸帳簿、関係書類の審査及び関係者より説明を受け、平成 30 年 1 月 10 日から同 2 月 20 日までの間に行った。

### 3 監査の結果

事務事業は適正に執行されているものと認められた。

## 財政援助団体

### 1 監査の対象

社会福祉法人甲州市社会福祉協議会が、平成 28 年度及び平成 29 年度（平成 29 年 4 月 1 日から同 11 月 30 日まで）に執行した財政援助に関わる事務事業。

|          |  |                       |
|----------|--|-----------------------|
| 事業内容     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉を目的とする事業の企画及び実施に関する事</li> <li>・社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助に関する事</li> <li>・社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成に関する事</li> <li>・社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業に関する事</li> <li>・保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業と連絡に関する事</li> <li>・共同募金事業への協力に関する事</li> <li>・ボランティア活動の振興に関する事</li> <li>・居宅介護等事業の経営に関する事</li> <li>・老人福祉センターの経営に関する事</li> <li>・福祉サービス利用援助事業に関する事</li> <li>・障害福祉サービス事業の経営に関する事</li> <li>・相談支援事業に関する事</li> <li>・移動支援事業の経営に関する事</li> <li>・地域活動支援センターの運営に関する事</li> <li>・生活福祉資金貸付事業に関する事</li> <li>・心配ごと相談事業に関する事</li> <li>・その他、この法人の目的達成のため必要な事業に関する事</li> </ul> |                       |
| 財政援助補助金名 | 社会福祉協議会運営費補助金  | 平成 28 年度 54,384,754 円 |
|          |  | 平成 29 年度 58,756,668 円 |
|          | 社協12支部活動事業補助金  | 平成 28 年度 300,000 円    |
|          |  | 平成 29 年度 300,000 円    |
|          | ボランティアセンター運営事業補助金  | 平成 28 年度 410,140 円    |
|          |  | 平成 29 年度 445,000 円    |
|          | 老人福祉センター管理運営費補助金   | 平成 28 年度 15,384,140 円 |
|          | 平成 29 年度 488,000 円   |                       |
|          | 老人福祉センター解体事業費補助金   | 平成 29 年度 76,863,600 円 |
|          | 老人福祉センター解体事業費補助金<br>(解体撤去工事に伴うアスベスト・DXN分析調査分)  | 平成 29 年度 480,600 円    |
| 所管課      | 福祉課  |                       |

※平成 28 年度は確定額、平成 29 年度は交付決定額（変更後）

## 2 監査の方法

監査は、財務諸帳簿、関係書類の審査及び関係職員より説明を受け、平成30年1月10日から同2月20日までの間に行った。

## 3 審査の結果

各補助事業は、適正に執行されているものと認められた。